事業承継の資金を、別枠の保証・低利融資で。

県知事の「認定」を受けると、信用保証協会の保証を**通常枠とは別枠**で利用できます。会社の代表者個人や、他社の事業を引き継ぐ個人も、保証や日本政策金融公庫の融資の対象になります。

普通保険	2億円	無担保保険	8,000万円	特別小口保険	2,000万円

STEP１　あなたはどのタイプ？　上から順に確認してください

Q1 後継者がすでに代表者に就任済み（先代は死亡又は退任）

YES → **タイプⅠ　承継後の資金**　様式第６

自社株等の買取り、相続税・贈与税の納税、承継後の売上減少時等の運転資金

↓ NO

Q2 後継者のいない他社の事業を、株式等を取得して引き継ぐ予定

YES → **タイプⅡ　事業引継ぎの資金**　様式第６の２

他社の株式（議決権の過半数）等の取得資金。財務要件を満たす会社は経営者保証が不要

↓ NO

Q3 ３年以内に承継予定。社長の個人保証付き借入を借り換えたい

YES → **タイプⅢ　借換資金**　様式第６の３

現経営者の個人保証付き借入を、承継前に経営者保証なしの借入へ借り換える資金（財務要件あり）

↓ NO

本制度の対象外です。経営交代を伴わない運転資金・設備資金は、通常の保証・融資メニューを信用保証協会・金融機関にご相談ください。

STEP２　申請から融資までの流れ

1. **保証協会・金融機関に相談**
   保証・融資の見込みを先に確認
2. **申請書・添付書類を準備**
   様式・記載例は県ホームページ
3. **県へ電子申請**
   e-kanagawaから申請
4. **認定書の交付**
   書面審査に１～２か月程度
5. **保証協会・金融機関へ申込み**
   認定の有効期間は１年

ご注意

・認定は保証・融資を約束するものではありません。協会・金融機関・公庫の審査が別途あります。

県へ申請する前に、ご確認ください

信用保証協会・金融機関の窓口の皆さまへ　事業者の方を県へご案内いただく前に、表面のタイプ判定と下記の要件、保証・融資の見込みのご確認をお願いします。

全タイプ共通

- ☐ 中小企業者に該当する（右表）
- ☐ 会社の場合、上場会社等ではない
- ☐ 医療法人・社会福祉法人・外国会社ではない
- ☐ 本店所在地（個人は住民票の住所）が神奈川県内
- ☐ **保証協会・金融機関等で、保証・融資の見込みを相談済み**

業種	資本金	従業員数
製造業その他	３億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（一部除く）	３億円以下	900人以下
卸売業	１億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア・情報処理	３億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

資本金又は従業員数のいずれかを満たせば該当

タイプⅠ　様式第６

- ☐ 先代が死亡・退任し、後継者が代表者に就任済み（先代・後継者の複数代表者は不可）
- ☐ 次のいずれかの資金が必要
  - ・株式等の買取り（借入金等の返済を含む）
  - ・相続税・贈与税の納税
  - ・遺産分割の代償金・遺留分の支払い
  - ・承継後３か月の売上高等が前年同期比20%以上減
  - ・仕入割合20%以上の仕入先の条件悪化
  - ・借入割合20%以上の金融機関の条件悪化
  - ・その他諸費用

※売上減・仕入・借入条件の運転資金は、会社・個人事業主の保証のみ

タイプⅡ　様式第６の２

- ☐ 申請者は会社・個人事業主・事業を営んでいない個人
- ☐ 引き継ぐ相手先に、次のいずれかの事情がある
  - ・役員・代表者の三親等内の親族に後継者候補がいない
  - ・経営者が満60歳超、健康状態その他の事情で経営の継続が困難
- ☐ 議決権の過半数となる株式等を取得する予定
- ☐ 基本合意書・譲渡契約書案など、承継の合意を示す書類がある
- ☐ （経営者保証なしを希望する会社のみ）右の財務要件を満たす

タイプⅢ　様式第６の３

- ☐ 申請者は会社
- ☐ 後継者が決まっており、申請日から３年以内に承継する予定
- ☐ 現代表者が金融機関からの借入に個人保証を提供している
- ☐ 下の財務要件を満たす

財務要件（直前決算・Ⅱ・Ⅲ共通）

① 純資産合計額 ＞ 0

② EBITDA有利子負債倍率 ≦ 10倍

【②の倍率の計算式】

（借入金・社債－現預金）
÷（営業利益＋減価償却費）

※営業利益＋減価償却費が０以下は対象外

県の認定が不要なケース

事業承継特別保証制度（経営者保証不要の借換え等）
→ 保証協会へ。県の認定は不要（タイプⅢとの併用も可）

ご不明な点は、電話でお問い合わせください

神奈川県 中小企業支援課
（かながわ中小企業成長支援ステーション）

045-285-0748

平日9:00～12:00、13:00～17:00
（お問合せは電話のみ）

県HP「金融支援」様式・記載例

信用保証協会　神奈川県信用保証協会 045-681-7172　横浜市信用保証協会 045-662-6623　川崎市信用保証協会 044-211-0503